

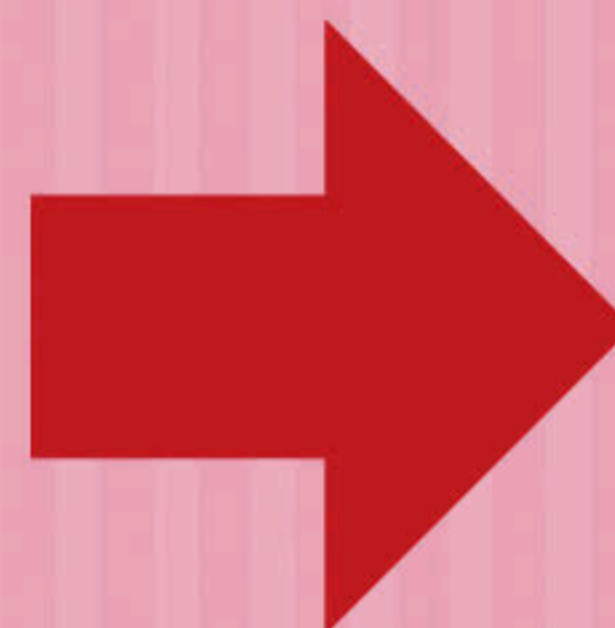
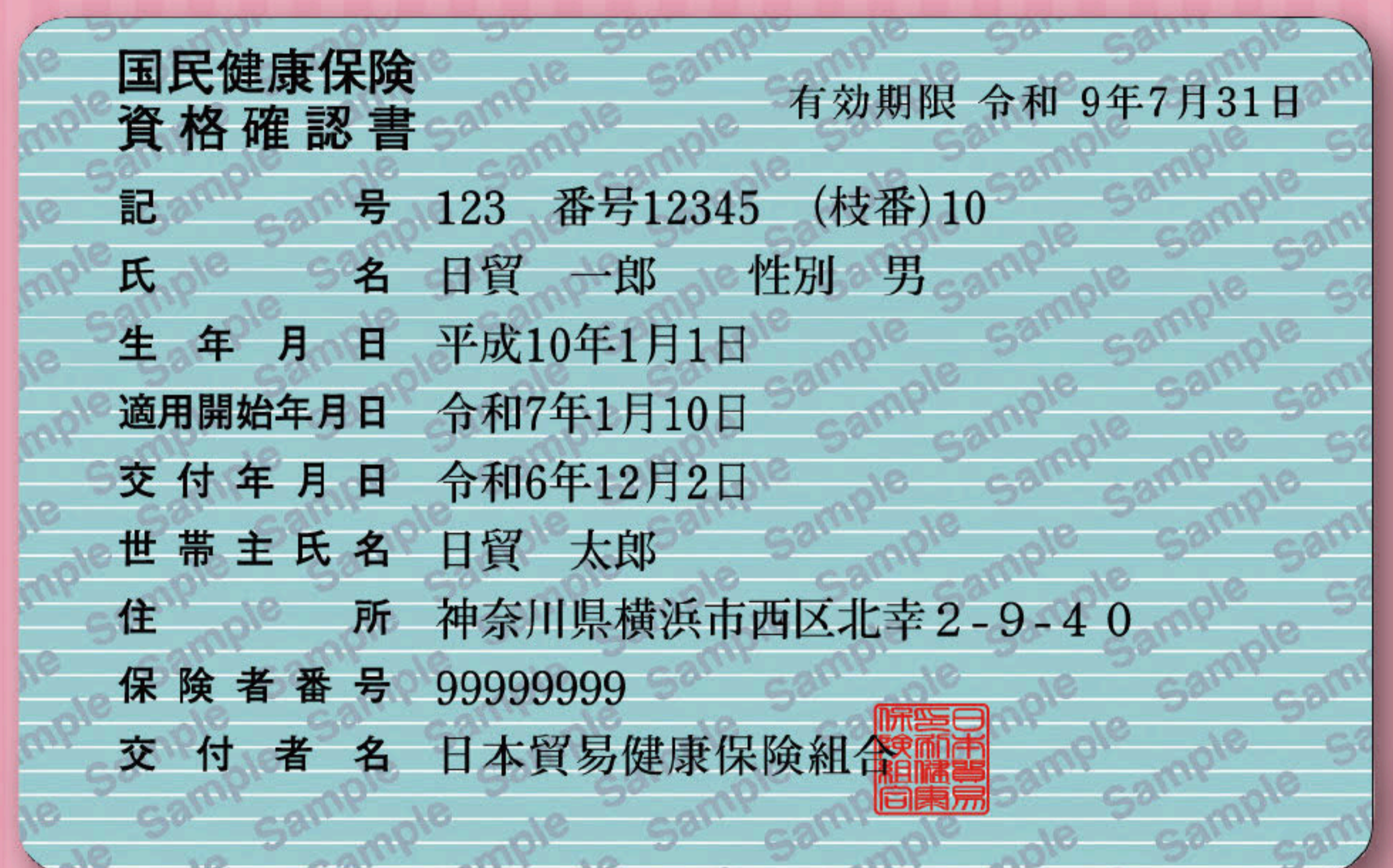
「資格確認書」発行の準備はお済みですか？

令和6年12月2日以降は「保険証」発行が廃止され「資格確認書」の発行が開始されます。

保険証



資格確認書



マイナンバーによる資格確認ができない方に「資格確認書」を交付する必要があります。



備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

スケジュール

7月

8月

9月

10月

11月

12月

令和7年 1月

「印字用カード」
見積もり・デザイン
発注先の検討等

「印字用カード」作成

「資格確認書」交付

お問い合わせは
こちらまで→



日本貿易印刷株式会社

☎045-317-3161 <https://card-hakko.com/product/insurance/>



その他にも様々なサービスを提供できます!

「資格確認書」発行サービス

「資格確認書」一斉更新も賜ります。
ご家族ごとに「資格確認書」を同一封筒に封入します。
お届け時には一括送付、各事業所送付、ご郵送などご
要望にお応えします。
令和7年夏場以降は発行依頼が集中することが予想さ
れており、早めの発注をおすすめします。



保険証回収サービス

有効期限の記載のない「保険証」の回収を行い、回収有無の結果をご報告します。



個人情報破碎

回収した保険証は破碎専用機で粉々に破碎し、「破碎証明書」を発行します。



詳細はお問合せください

☎045-317-3161 ✉solution-group@nichiboh.co.jp